

令和3年度 第2回 尼崎市地域包括支援センター運営部会 会議録

1 日 時 令和3年11月15日（月）午後2時～午後4時

2 場 所 尼崎市役所 議会棟 3階 西会議室

3 開 会

4 議 題

(1) 重層的支援体制整備事業について

(2) 高齢者虐待への対応状況について

(3) 保健・介護一体事業について

(4) その他協議事項について

・前回の指摘事項

5 出席委員等

(1) 出席委員 梅谷部会長、朝田委員、岡村委員、奥西委員、北村委員、久保委員、菅原委員、
高松委員、並河委員、濱崎委員、前川委員、増井委員、丸本委員、森嶋委員、
横田委員

(2) 欠席委員 佐瀬委員

(3) 市 職 員 福祉部長、介護保険事業担当課長、高齢介護課長、福祉課長、
北部福祉相談支援課長、包括支援担当課長、事務局職員6名

(4) 傍 聴 者 6名

6 議事等

事務局	地域包括支援センター運営部会 開会の挨拶 出席状況の報告及び資料の説明
部会長	それでは、議題に沿って進めたいと思います。 (1) 重層的支援体制整備事業についての説明をお願いします。
事務局	(1) 重層的支援体制整備事業について説明
部会長	説明は終わりました。それでは、ご質問、ご意見などがありましたらどうぞお願いします。
委員	アトリーチについて質問です。一番最初に声掛けをしていくのは、地域包括支援センターの役割となるのでしょうか。
事務局	実際に課題を把握するのは、それぞれの窓口かと思います。ただ、地域包括支援センターが、本人が支援を拒否しているところに何回も訪問していくことは非常に難しいことだと思われます。そのためのアトリーチをするための体制整備の為に人員確保も考えています。
委員	ごみ屋敷に課題のある対象者などは、支援してほしくないと言われる方が多いです。具体的な事業のイメージが難しいです。
事務局	先行自治体の事例では、すぐに信頼関係ができて支援していくのではなく、何回か訪問し、人間関係を築いていき、相手の言い分を少しずつ理解しながら進めていくイメージです。その為、ごみ屋敷の課題がすぐ解消するということではなく、長期的に信頼関係を築いてくことを主眼に置かなければいけないと思います。
委員	信頼関係を築くというのは、口で言うのは簡単であるが、なかなか難しいことだと思います。
事務局	先行自治体の事例では、対象者との間に民生児童委員がキーマンとなり、支援を手伝ってもらったり、8050 問題では、親への支援に地域包括支援センターがアトリーチしている事例があります。そのため、ひとつの機関が支援していくのではなく、複数の機関が集まり、検討を重ねながら進めていくことが大切だと思われます。
委員	私の経験でもありますが、認知症のある対象者にとって、本人にとってキーマンとなる人物が一言いうだけで、支援が円滑に進むこともあると思います。
部会長	人力的な部分と連携がこれから当該事業を始めるにあたって重要な要素と思われ

	ます。
委員	2点確認したいと思います。ひとつめは、困難ケースについて、専門職が困っている複雑なケースを、これまでは、様々な機関に繋げていったものを、一つの機関で解決していくものでしょうか。 ふたつめについて、アウトリーチに関しては、拒否をしている支援の狭間にある対象者ではなく、支援者がおらず、地域の中で潜在化しているケースに対しアウトリーチしていくものでしょうか。
事務局	地域福祉計画の評価の中で、今後、関係機関が連携しやすくなったかを検証するため、アンケート調査をする予定です。すべての事業所にアンケートをするのではなく、地域包括支援センターや民生児童委員など地域の中で相談窓口を担っている機関を中心にアンケートを行いたいと考えています。当該事業により連携がしやすくなると考えています。 アウトリーチについては、いまのところ、体制的な部分を含めて、内部で調整中です。基本的には、既存の相談支援機関が活動することが前提ですが、それ以外で対応しきれないものについて、アウトリーチを実施していくものです。その為、相談支援機関は、従来通りの支援業務は、引き続き取り組んでいただきたいと思います。 先ほど委員より話がありました、本人が声をあげることが出来ない対象者をどのように把握するかについては、周りからみて支援が必要と考える対象者については、民生児童委員や地域の支援者から意見をいただく中で、アウトリーチをしていくのか検討しているところです。ただ、ケースによって、アウトリーチとするのか、対象者の状態に応じた関係機関に協力してもらい情報把握をしていくのか、整理をする必要があると思います。
委員	声をあげられない方に対してのアウトリーチは良い取組だと思います。質問ですが、包括化推進員や基幹包括化推進員とはどのような役割のものでしょうか。また、設置場所ですが、市に設置するものでしょうか。それとも地域包括支援センターに委嘱や委託をするのでしょうか。 ほか、地域ケア会議と重層的支援体制整備事業支援会議とは意味合いが違うものなのでしょうか。
事務局	エリアマネージャー、包括化推進員、基幹包括化推進員については、市の職員を前提に構築していこうと考えています。これまで庁内の分野ごとに支援の情報を共有できていないことで、地域の支援者の方にご迷惑をかけていることもあったかと思いますので、

	まず庁内での連携をしていこうと考えています。 地域ケア会議の違いは、役割について大きな違いはありません。相違点としては、高齢者分野の機関だけではなく、他分野の機関にも参画してもらうなど、既存の地域ケア会議と比べ支援者の範囲を広げていくようなイメージです。ただ、全ての事案を重層的支援体制整備事業支援会議で解決するのではなく、各団体の会議体の中で、解決できるものは解決してもらい、出来ないものを支援会議にあげてもらうようにしていきます。
委員	地域包括支援センターとしても苦慮しているごみ屋敷の案件等を地域包括支援センターだけで抱え込まず、様々な機関と一緒に対応していくことが出来ると期待しています。
委員	支援の期間については、永続的に続くものでしょうか。
事務局	関与していく場合にしても、色々な課題をかかえている事案の場合、年齢に応じて、支援機関も変わってくることもありますので、ひとつの機関が中心にやるものではなく、様々な機関が少しずつ分担しながら関わり続けていくものです。
委員	質問ではないですが、先月、ごみ屋敷の課題のある方の事案がありました。支援の際に、誰がごみを処分していくのかという話になり、安い有償のボランティアは色々ありますが、本当にお金がない場合は、サービス事業所をお願いしたり、ケアマネジャーが直接掃除をしていたりしています。あとで、このような支援でよかったのか悩むこともあります。また、多頭飼育も同じようなことがあると思います。重層的支援体制整備事業支援会議で協議する場合は、実際に支援している支援者目線でも物事を考えていただきたいです。
事務局	多機関協働事業については、市本庁内に配置を検討しています。既存の制度の中で解決できない事例については、新たに施策化を検討することも当該事業の役割だと思います。
部会長	情報共有の守秘義務について意見します。重層的支援体制整備事業支援会議にあげてきた内容については、社会福祉法第106条の6において、守秘義務が課せられ、支援に同意しない事例でも検討できると書いてあります。 支援会議にあげる段階において、情報共有は可能になるのか、または、本人から拒否がある事例の場合でも重層的支援体制整備事業支援会議にあげていいのか、今後課題になる可能性があると思いますので、次年度に向けて検討していただきたいです。 当該事業は、声をあげられない方などに対し、アウトリーチを行っていく、さらには、複

	合的な課題についても支援していくということは、現在の社会情勢や本市の情勢を考 えても、非常に重要な事業といえます。次年度から開始予定ということでありますが、 なかなか新しい仕組みを構築することは、事務局も大変だと思います。市民のためにも 重要なことでもありますので、是非ともいいものを構築していくようお願い致します。 また、なかなか解決できないことを事業化していく、個別ケースから地域づくりや制 度づくりをしていくことは重要な考え方ですので、そのような意識を持って運用して いただきたいと思います。
部会長	他に質問などがなければ、この議題については、これで終了します。 (2)「高齢者虐待への対応状況について」の説明をお願いします。
事務局	(2)「高齢者虐待への対応状況について」説明
部会長	通報数に関しては、令和元年度と令和2年度を比べ42件程度大幅に減っているが、 夫婦喧嘩や家族トラブルについては、対象外と説明がありました。虐待有無の判断につ いては、複数人で行っているのでしょうか。
事務局	判断に関しては、包括支援担当内で共有し、複数人で判断させてもらっています。
部会長	判断を見誤らないように、複数人で判断するようにしてください。また必要に応じ、 権利擁護への支援に繋げていってほしいと思います。
委員	相談通報者について確認したいです。相談通報者がその他の項目に4件とありますが、 どのような方からの通報でしょうか。 要支援の被虐待者が増加しているとあります。比較的自立されている方の場合だと 思いますが、具体的にはどのような虐待でしょうか。また、コト禍に起因するもので しょうか。 分離とならなかった支援について、虐待者が子の場合などは、子への支援が行き届 き分離とならなかったとありますが、どのような支援内容ですか。 令和2年に高齢者虐待マニュアルを作成し、研修を行うと聞いております。今後、どの ような予定でしょうか。
事務局	相談通報者のその他の項目の詳細を把握していないことから、即答は出来ません。 申し訳ございません。 虐待の内容に関しては、外で過ごされている時間が多かった方がコト禍により、在 宅で過ごす時間が多くなり、家族との生活時間が増えストレスを抱え、虐待となる事案も

	一定数あったと思います。 子への支援に関してですが、しごとくらしサポートセンターの支援では、長期間仕事をし ていなかった子に対し、いきなり仕事を促すのではなく、仕事を始めるにあたり、履 歴書をどのように書くのかといった就労支援に繋がったりします。また、地域保健課の 場合では、病院への初回受診に繋げ、入院や定期通院となり、被虐待者との分離まで 至らなかった事例もありました。 高齢者虐待マニュアルの研修については、地域包括支援センター主催の CM 交流会などでの研 修を随時行い高齢者虐待の対応についての周知・啓発をしています。全市的な開催で はありませんが、地域ごとに実施しています。
部会長	自立度が高い人は、令和 2 年度においては、コロナ禍の影響のためか、虐待の件数が 増えていったと説明がありました。本年度はどのような傾向があったのか教えていた だきたいです。今後もコロナウイルスの感染状況は不透明でもありますので、虐待を早期発 見していくためにも、市内の傾向を把握することは大事なことだと思います。
事務局	令和 2 年度頃から 8050 問題の事案が多くなっています。身体的・心理的暴力も多い ですが、コロナ禍により、子が仕事を失って、親と同居することになり、経済的虐待 へと繋がった事案もみられました。そのほかアルコール依存症の事案など複合的な事案が 増えています。
部会長	研修も随時行われていますが、最新の虐待情報を共有することは、早期に虐待発見 することにおいても必要なことであるので、研修の中においても、最新情報を提供し ていただきたいと思います。
委員	虐待の対応判断について、対応継続と終結とありますが、虐待の終結判断はどのよ うなものでしょうか。また、虐待の再発はありますか。
事務局	虐待事案については、今後どのようにするか支援者間で共有しながら定期的にモニタ リングをしています。半年間、問題行動がなければ終結していきませんが、虐待対応を終 えても、支援者支援として継続対応していきます。また、継続対応の中で、虐待の再 発が確認されれば、再度介入していく事例もあります。
委員	虐待の数値について確認したいです。各圏域について、どのような傾向があるか調 べていますか。虐待予防の観点からもひとつの目安になると思われます。
事務局	詳細な集計は取れていませんが、地域特性はあると思います。例えば、小田地区の 場合では、8050 問題が多いです。ほか武庫地区の場合は、子に精神疾患があり、初

	レトや身体的暴力等が多いです。南部地区では、セルフヘルプやごみ屋敷などの事例がよくみられます。
委員	今後、重層的支援体制を始めるにあたって、圏域的な特性を捉えることも重要なことだと思います。どのような通報があるかシミュレーションするためにも、踏み込んだ資料を作成されると良いかと思います。
委員	虐待対応について、介護サービスの事業者は大きな役割があり、社会福祉法人としても積極的に考えていかなければなりません。現状のコロナ禍で考えていくと、虐待時に緊急一時保護で特別養護老人ホームを利用することになると、コロナウイルス感染リスクの観点から、判断を悩まされることが多いです。PCR 検査をすぐにできるような体制を考えて貰うことや、ワクチン接種においても積極的な市からのフォローがあれば、事業所としても支援がしやすいと思います。
事務局	尼崎市では、コロナウイルスのピークは、第 4 波でしたが、その際に陽性になられた高齢者が多かったです。第 5 波では、高齢者のワクチン接種が済んでおり、高齢者を養護している子が感染することがありました。これまでのコロナ禍で経験したことを踏まえて今後検討していきたいと思います。
委員	虐待の中身が集計の項目が多数あり、実態がわかりにくい部分があります。国の集計様式であると思いますが、実際の虐待を把握するには、現実には生じている個別事例を提示することで、活発な議論が出来ると思います。
事務局	委員の発言のとおり、数字項目だけでは、分かりにくいところもありますので、次年度の報告については、検討させていただきたいと思います。
部会長	個別事例については、個人情報に配慮して作成して頂きたいです。また、数字の見せ方など現状を把握しやすい資料を検討していただきたいと思います。
委員	質問ではありません。虐待通報については、ケアマネジャーの通報が多いと思いますが、私のこれまでの経験から、几帳面で、潔癖症の介護者は虐待と疑われてしまうことがよくあります。支援していく中で、養護者として心に傷を受けることもあり、ケアマネジャーが訪問することで、監視されているように思われることもあるようです。そのような養護者支援についても配慮していただきたいと思います。
部会長	埼玉県では、日本で最初のケア支援条例があるそうです。虐待においては、当然ながら虐待を受けている本人の人権を守り、早期に対応することが最優先課題です。併せて、現時点でもされていると思いますが、介護者への支援に関しても、注意をしな

	がら支援をしていただきたいです。
事務局	養護者への支援も高齢者虐待防止法の規定するところですので、引き続き適切な対応を実施していきます。
部会長	他に質問などがなければ、この議題については、これで終了します。 (3)「保健・介護一体事業について」の説明をお願いします。
事務局	(3)「保健・介護一体事業について」説明
部会長	説明は終わりました。それでは、ご質問、ご意見などがありましたらどうぞお願いします。
委員	健康チェックシート（個人記入用）は、どの時点で本人へ渡すのでしょうか。
事務局	高齢者ふれあいサロンの参加者に、代表者から参加者へ渡して回答してもらい、その後、回収し市に提供してもらっています。ペースは、半年に1回程度です。ほかにいきいき百歳体操で参加されていれば回収できますが、どちらにも参加されていない方は、ハリスアプローチで個別に介入していきます。
委員	ひとつの提案ですが、当院でも健康チェックシートを設置することは可能です。
事務局	ありがとうございます。いきいき百歳体操や高齢者ふれあいサロンに参加されている方は、元々社会参加したい方だと思います。私たちの考えている対象者は、家に閉じこもりがちな方を対象と考えていますので、どのように支援していくか、随時検討していきます。今後ともご協力をお願いします
部会長	ポピュレーションアプローチを概ね計画通り実施中と記載がありますが、どのような進行状況ですか。
事務局	いきいき百歳体操のグループは、現在156グループあります。そのうち121グループは、上半期中に質問状を送付し介入しています。下半期中には、全てのグループに介入していく予定です。
部会長	計画通りと記載がありますが、今後は、そのような表現をする際は、具体的な数値も併記していただけるとわかりやすいです。
委員	健康チェックシートについてです。後半少し内容が逸れるかもしれませんが、発言させていただきます。先日、地域包括支援センターと訪問した内容です。通院に車椅子を利用されている方で、アプローチをしている方が、デイベースなどを案内するが、なかなか経済的なコスト面で断る方がいます。そのような方は、自宅にこもりがちで、なかなか支援が難しい部分があります。デイベース体験のもう少し簡単に使えるようなものがあれば促

	しやすいと思います。デバイスを利用する前に簡単に体験できるサービスを利用し、デバイスの利用に繋がることで、結果的に健康状態の把握にも繋がっていくと思います。
委員	薬局の立場から発言しますが、健康チェックシートを置くことは、私の薬局でも可能です。また、健康チェックシートは、持ちかえりで終わるのではなく、お薬手帳のように経年変化を本人が確認出来るものであると良いかと思われます。
委員	介護予防事業についてです。10 年前に市民検診で要検査となった方に対して、健康増進課が予防事業を展開し介入していったかと思いますが、3%しか参加されなかったと思います。過去に比べると、現在は、いきいき百歳体操や口の健康を守る事業もされており、いい事業をしていると思いますが、男性や独居の方が一番予防に繋がなければならない対象者であると思います。今後、ハリスアプローチを進めていくうえで、人材不足と聞きましたが、人材を確保して、予防事業を是非頑張りたいです。
部会長	現状、ハリスアプローチの対象者 700 名中の内、160 名のみしか実施できていない状況です。コト禍の状況のなか医療専門職の確保は難しいと思われますが、人材の確保を行い、この計画を推進してほしいです。また、高齢者ふれあいサロンやいきいき百歳体操に参加出来ていない対象者に対し、様々な関係機関と連携し、チェックしていく方法もあると思いますので、前向きに検討していただきたいです。
部会長	他に質問などがなければ、この議題については、これで終了します。 (4)「その他」の説明をお願いします。
	前回の指摘事項についての進捗を説明させていただきます。 BCP (Business Continuity Plan) の取組についてです。BCP の策定は、地域包括支援センターだけでなく、地域の居宅介護支援事業所も頭を悩まされているところです。こうした中、一部の地域包括支援センターでは、地域の居宅介護支援事業所と一緒に BCP を策定していこうという取組を始められています。災害時には個別の事業所の業務継続も大切ですが、地域の連携も重用となってきますので、こうした取り組みは非常にありがたいと思っております。行政としても、地域包括支援センターとしての BCP は共に考えながら、取り組みを見守っていきいたいと思っております。 次に文章量削減についてです。文書量の削減や、業務の効率化を図るため、新システム導入に伴い、「認知症に係る支援対象者情報提供書」の対応フォーマットを改変しました。具

	体的には、これまで認知症の経過記録のやり取りは全て書面で報告を頂いていましたが、経過が容易に閲覧できるようになったことから、重要なものを除き、書面でのやり取りは、原則廃止とするなど、センターの業務負担の軽減を図っています。 最後に新システムの請求業務時の稼働遅延についてです。導入当初はシステムに負荷がかかり、サーバーがダウンしてしまうといったこともありましたが、その後、ベンダーとシステム負荷の見直しを行い、現在は特段大きな問題もなく運用できています。
事務局	説明は終わりました。それでは、ご質問、ご意見などがありましたらどうぞお願いします。
部会長	特に無いようですので、本日の議題については、これで終了いたします。事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	令和3年度 第3回 地域包括支援センター運営部会は、次第に記載のとおり開催したいと考えております。来年も引き続き宜しくお願いします。
部会長	これをもちまして、令和3年度 第2回地域包括支援センター運営部会を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。